

相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて ⑥

田鎖麻衣子

去る九月十五日、大川原化工機事件の国賠訴訟が結審した。大川原化工機株式会社が軍事転用可能な噴霧乾燥機を経済産業省の許可を得ず不正に輸出したとして外為法違反の被疑事実を警視庁公安部が捏造し、社長以下三名が逮捕・勾留の後に起訴されたが、第一回公判期日の直前に起訴が取り消されたといふ事件である。

この「事件捏造」の過程で、代用監獄は極めて重要な役割を果たしている。社長以下、多くの会社関係者は長期にわたつて捜査に協力し、任意取調べの回数は少なくとも延べ二六四回に及んだ。全員が行為の違法性を否定する中、ただ虚偽自白

それが決して根拠の

を強要するという目的

のために社長らは逮捕され、警察留置場での拘禁は約四か月に及ん

だ。代用監獄が、長時

間の取調べによる自白

獲得という本質的機能

を引き出しにした形で

利用されたのが、大川

原化工機事件なのである。

（本紙八月号の拙稿に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所

禁代替措置は必要であ

ることは従前の審査より

明らかであるから、代

見とは、かなりの程度、

権規約委員会による明瞭であるから、代

見問題が勧告から

日本政府報告書の審査

用監獄問題が除外されただけではな

い。しかし、明示的な

言及がなくなつた事実

は、重く受け止められ

るべきである。

たがつて、記録が正確であるとすれば、右の

発言は、代替収容とい

う言葉は用いているも

の、その独自の問題

について理解せず、

起訴前勾留とそれを利

用した取調べの一般的

監獄問題が触れるべきである。

（本紙八月号に規約九条に適合しない

情報のインプットを試みる。つまり、総括所